

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0866)

本審議会 第457回

令和6年3月6日 公開

開催日時	令和6年3月6日(金)	10時00分～10時21分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1. 特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日もご出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。なお使用者代表の松崎委員におかれましては所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>本日はお足元の悪い中、また朝早くからご出席いただきまし</p>

<p>会長</p>	<p>て、誠にありがとうございます。ただいまから、第 457 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。それでは議事進行につきまして、谷口会長にお願いいたします。</p> <p>はい。それでは、議題(1) 群馬県特定最低賃金改正に係る申出の意向表明について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。着座のまま失礼いたします。お手元にお配りしてごさいます資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず資料 1 及び資料 2 についてご説明いたします。</p> <p>資料 1 は、特定最低賃金が設定されている 4 業種につきまして、令和 6 年度に改正決定の申出を行うとの「意向表明」が文書によって行われておりますのでそれらをまとめた表でございます。</p> <p>資料 2 は、その文書の写しでございます。ご覧のように 4 団体から提出されておりました、綴っておりますのでご確認いただきたいと思ひます。</p> <p>特定最低賃金につきましては、最低賃金法第 15 条第 1 項におきまして「労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、都道府県労働局長に対し、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる」と規定されております。同条第 2 項には「都道府県労働局長は、この規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会に調査審議を求め、その意見を聴いて、決定又は改正若しくは廃止することができる。」と規定されております。</p> <p>今回実施されました資料 2 の意向表明の文章は、申出の前段階に当たるもので、法律で明記されている手続きではありませんが、翌年度の審議会のスケジュール調整や賃金の実態調査の準備等の関係から、前年度末となりますこの時期に意向表明を提出していただいているところでございます。</p> <p>意向表明の内容は、①申出者、②当該最低賃金の件名や適用される労働者等の範囲、③申出の理由、④申出の時期となっております。この意向表明の内容は、その後に提出される申出書の内容と同一であることが望ましいところですが、必ずしも細部まで一致する必要はございません。</p> <p>また、今回意向表明を行ったということでは必ず申出を行わなければならないということではありませんが、基本的にはこの意向表明の内容に沿って申出が行われることが通例となっております。正式に申出を行っていただく時期につきましては、例年、7 月中旬頃までとさせていただいております。申出につきましても申出</p>

事務局	<p>書として文書を提出していただき、その後は、その年の2回目の審議会において、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてから、ご審議いただく手順となっております。</p> <p>次に資料1の「意向表明状況」について、担当からご報告させていただきます。</p> <p>資料1の「令和6年度における群馬県特定最低賃金に係る申出の意向表明状況」をご覧ください。</p> <p>先ほどの説明のように、現在、群馬県特定最低賃金が適用されている4業種の最低賃金額につきまして、それぞれの労働者団体より、令和6年度に特定最低賃金額の改正を申し出る予定であるとして、その意向表明の文書が提出されております。</p> <p>資料1に一覧にして取りまとめております。</p> <p>ご覧のように、一番左の欄には意向表明が、新設または改正かの別が記入されており、その右隣には適用する件名、業種などが、さらにその右隣りを順に見ていただくと意向表明が行われた日にち、団体名、適用される労働者数、そして一番右には申出期日を記載しております。</p> <p>ご覧のように、令和6年度の特定最低賃金に関しまして、4団体より「改正」にかかる申出を7月下旬までに行うとの意向が表明されたことをご報告いたします。</p> <p>「適用労働者数」につきましては、総務省の令和3年経済センサス活動調査をもとに、例年どおり所定の方法により算出しております。以上でございます。</p>
事務局	<p>以上のように、特定最低賃金改正決定に係る意向表明の状況等につきまして、ご報告をさせていただきました。</p> <p>特定最低賃金につきましては、「労使のイニシアティブにより決定されるもの」と位置付けられておりますので、今後の労使の合意形成につきまして、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から、令和6年度における「特定最低賃金に係る申出の意向表明」等についてご報告がございましたが、意向表明をされた労働者側委員の先生方で、説明等がございましたら、お願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>

労働者委員

はい。労側[]でございます。よろしくお願いいたします。
先ほど、事務局から説明がされたとおり、特定最低賃金の4業種の意向表明をさせていただきました。この4業種につきましては、例年申しておりますけれども、県内の主要産業だと認識しております。やはりこの4業種の底上げを図っていくことが、その他の産業へも賃上げの波を波及させるというふうに認識しておりますし、魅力ある群馬県とすることが重要だとも考えております。結果、本県の課題とされている、人材の流出を抑えるということ、優秀な人材を確保することができるということに繋がっていくと考えております。県内企業の更なる発展に繋げていきたいというふうにも考えております。
特定最賃は労使のイニシアティブにより決定されるものと位置づけられております。今回の意向表明と今後の申出につきまして、今までの良好な労使関係のもと、是非とも今年度におきましても使側委員の皆様にご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。
ただいま労働者側委員から令和6年度における群馬県特定最低賃金の改正決定にかかる意向表明について、説明等がございました。
使用者側委員におかれましては、ただいまの説明に対して、またほかに特定最低賃金の改正等の意向確認についてご意見等がございましたらお願いいたします。
[]委員、お願いします。

使用者委員

はい。使側の[]でございます。よろしくお願いいたします。
最低賃金ずっとこうやっておりまして、小規模事業所にとっては非常に大きい問題となっております。特に特定が1,000円を超えるようになったらと。話題を聞くことが多くなりました。このまま上がったら大変だと。まさに死活問題だと。それから小規模でなくても中小企業にとってもそれほど余裕をもっていられる金額ではなくなってきたということが現状だと思います。最低賃金を引き上げて賃金水準の底上げを図ろうという政策をとるのであれば、サプライチェーン全体における価格転嫁というものを先行していかないと、ただただ末端が苦しいだけになってしまいます。
もちろん賃金は労使で自由に決めるものであり、賃上げ自体を否定するものではございません。

	<p>上げられる労使はどんどん賃金を上げていただきたいと。できる限り上げていただいてもう自由に構わないとは思いますが、最低賃金、これは法律でありまして強制でありますので、このことを見逃してはいけないというふうに考えております。</p> <p>とにかく上げることが前提というスタンスではなく、実情に合ったバランスの取れた引上げを強く望むものであります。特定最低賃金の件でございますけれども、1つには業種区分の変化・複雑化、これを昨日今日の話ではなくこのところずっと言われていると、車を作ってるのは車屋さんですか、電気屋さんじゃないですかという議論になってきている事態なんです。</p> <p>その中で4業種という区分が、果たして適切なのかどうかというような側面、あるいは金額的にも非常に高くなっているというところで、従来より私ども使用者は、特定最低賃金は廃止すべきだという主張をしております。今まではなんとなく言うだけみたいな感じでありましたが、実情としてもこれは真剣に考えなければいけない状況にきているだろうというふうに考えております。</p> <p>ですので、これから特定最低賃金の改正の必要性の審議に向けまして、慎重に考え、あるいは必要な議論をしていきたい、こんなふうに考えております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>他の委員の先生方はご意見等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">【発言なし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。ご意見等ないようです。</p> <p>それでは令和6年度の群馬県特定最低賃金は、現行の4業種について改正の申出が行われる予定ということを確認したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【発言なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次の議題、その他につきまして事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。2点、ご説明させていただきます。</p> <p>1点目といたしまして、本日の資料について、ご説明いたします。</p>

	<p>資料 1、2 は、先ほどのご説明のとおりでございます。</p> <p>資料 3 は、令和 5 年 11 月 29 日に、群馬県商工会議所連合会会長から群馬地方最低賃金審議会会長あてに提出された陳述書でございます。こちらは委員の皆様や厚生労働省に既にお送りしております。</p> <p>資料 4 は、令和 6 年 1 月 29 日に全国一般労働組合・北関東ユニオンネットワークから群馬労働局長あてに提出された要請書でございます。こちらにも既に委員の皆様や厚生労働省にお送りしているところでございます。</p> <p>資料 5 は、今年度の改定を受けました群馬県の最低賃金一覧でございます。</p> <p>資料 6 は、群馬県の最低賃金額の推移でございます。</p> <p>資料 7 は、令和 5 年度特定最低賃金改正状況でございます。当県と同じ業種を設定している県と比較する表です。</p> <p>資料 8 は、特定最低賃金の北関東三県比較表でございます。</p> <p>資料 9 は、令和 5 年度最低賃金周知広報依頼先一覧表でございます。こちらの団体に周知の依頼を行っております。</p> <p>資料 10 は、群馬地方最低賃金審議会等開催状況でございます。</p> <p>資料 11 から 16 は、各団体が集計した経済状況の指標など添付しております。後ほどご確認いただきたいと存じます。</p> <p>最後、資料 17 は、令和 6 年度の答申要旨について公示日ごとに発効日を示した表です。地域別最低賃金と特定最低賃金の別になっております。</p> <p>資料は以上でございます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>事務局から資料に関して説明がございました。これにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。はい。質問等ないようですので、引き続き事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。2 点目といたしまして、令和 6 年度の審議会の運営について、ご説明いたします。</p> <p>審議会などの開催日の日程調整につきまして、新年度に入りましたら、メール等により委員の皆様からご都合を伺いし、調整させていただきたいと存じます。</p>

	<p>資料 17 をご覧いただきたいのですが、こちらは先ほどご説明しましたとおり、答申が行われた日より、発効日がいつになるかを示した表です。地域別最低賃金の場合、一番上の 8 月 1 日に答申が行われた場合の例で見ますと、発効日は 9 月 27 日となります。</p> <p>特定最低賃金も同様に、答申日に対応した発効日を確認することができます。来年度日程調整を行う上でご参考にしていただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたように、令和 6 年度の審議会の日程などは、新年度に各委員のご都合を確認したいということですので、よろしくお願いします。</p> <p>その他、事務局から説明がございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日ももちまして、本年度の審議会は終了となります。</p> <p>本年度の審議会の終了に際しまして、ここで、加藤局長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>労働局長</p>	<p>それでは私よりご挨拶申し上げます。</p> <p>谷口会長はじめ、公労使各委員の皆様方には、昨年 7 月 4 日に地域別最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただきまして以降、特定最賃の改正までの長い期間に渡りましてご審議を賜りましたことにお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>特に今年度につきましては、地域別最低賃金につきましてご案内のとおりランク区分の見直しということで群馬が B ランクに区分されたということがございますし、それにもまして過去最高の目安額が示されるといった状況の中で大変厳しいご審議であったかと思っておりますけれども、令和 4 年度に引き続きまして全会一致という形でのご答申をいただきまして感謝申し上げます。</p> <p>ご答申をいただきました際にご要望がございました中小企業の賃上げに向けた環境整備・支援策でございますけれども、これにつきましては年収の壁の問題などの対応もございまして、業務改善助成金をはじめとした賃金引き上げ支援策等の周知、それとキャリアアップ助成金に新設された年収の壁に対応する助成金、これらの支援策の周知と利活用の促進に引き続き取り組んでまいります所存です。</p> <p>最低賃金引き上げにつきましては、様々な社会経済情勢がめま</p>

<p>会長</p>	<p>ぐるしく変化している状況でございますけれども、いずれにしても政府の最重要施策のひとつ、政策の最大の目玉とされておりますので、令和6年度はさらに重要な年になると考えております。</p> <p>委員の皆様におかれましては何卒引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。</p> <p>誠にありがとうございました。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>最後に、本日のすべての議題を通しまして、委員の先生方から何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。特にないようです。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p>これで、令和5年度最後の群馬地方最低賃金審議会を閉会いたします。</p> <p>本年度のご審議、誠にありがとうございました。</p>